

銚田・大洗広域事務組合監査委員条例

制定 令和3年4月1日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 法第199条第4項の規定による監査は、毎会計年度1回行う。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする。

(随時監査等)

第3条 監査委員は、法第199条第2項、第5項及び第7項並びに第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、その期日の7日前までに、法第199条第2項及び第5項の規定による監査にあつては監査の対象となる機関に、法第199条第7項及び第235条の2第2項の規定による監査にあつては監査の対象となるもの及び関係機関に通知するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(請求又は要求に基づく監査)

第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第242条第1項の規定による監査の請求又は要求があつた場合において監査を行うときは、当該請求又は要求があつた日から30日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(現金出納の検査)

第5条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月20日に行う。ただし、その日が銚田・大洗広域事務組合の休日を定める条例（令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第1号）に規定する休日に当たるとき又は特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(決算書類の審査)

第6条 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算及び証書類等並びに基金の運用状況を示す書類が審査に付されたときは、60日以内に意見書を管理者に提出しなければならない。

(職員の賠償責任の監査等)

第7条 監査委員は、法第243条の2の2第3項及び第8項後段の規定により管理者から監査又は意見を求められたときは、30日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(報告、公表等)

第8条 法令の定めるところにより行う監査、検査又は審査の結果の報告、通知又は公表は、監査、検査又は審査の終了後速やかに行わなければならない。

2 前項の公表その他法令に定める告示は、管理者の告示の例によって行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。